重要事項説明書

訪問介護

介護予防訪問介護

合同会社大桜

訪問介護タイオウ

1　指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社大桜
代表者氏名	代表社員　髙橋　裕己
所在地	〒250-0113　神奈川県南足柄市岩原524-1
連絡先	電話番号　0465-20-8616　　FAX番号0465-20-8618
法人設立年月日	令和8年2月10日

2　サービス提供を実施する事業所について

事業所名称	訪問介護タイオウ
介護保険指定事業所番号	1474300777
サービス種目	訪問介護　介護予防訪問介護
管理者	髙橋　裕己
連絡先	電話番号　0465-20-8616　　FAX番号0465-20-8618
通常の事業実施地域	南足柄市・小田原市・開成町・大井町

3　営業日及び営業時間等

（1）営業日　月曜から土曜日までとする。ただし、１月１日から２日は営業しない。
（2）営業時間　午前９時から午後６時まで
（3）サービス提供時間　午前７時から午後２０時まで
　　ただし、緊急時やその他要望等に応じて２４時間対応する場合がある。
（4）上記の営業日、営業時間のほかに、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

4　事業の目的及び運営方針

①事業の目的

営利法人合同会社大桜が開設する訪問介護タイオウが行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員養成研修の修了者等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

②運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に務めるものとする。

5　事業所の職員体制

職	職務内容	人員数

管理者	1　従業者及び業務の管理を一元的に行います。 2　従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名 サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	1　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2　訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3　指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4　訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 7　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 8　訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 9　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 11　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	5名以上 兼務含む
訪問介護員	1　訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2　サービス提供責任者が行う研修、技術指導を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3　サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行います。 4　サービス提供責任者から利用者の状況について情報伝達を受けます。	4名以上 兼務含む

6　提供するサービス内容について

訪問介護はご利用者様のお宅に介護福祉士の他、法令で定める資格を有する者を派遣し、介護保険制度に則り身体介護、生活援助を行うサービスです。

（1）提供するサービス内容

訪問介護計画の作成	
	食事介助　入浴介助　排泄介助　更衣介助　身体整容　体位交換　服薬介

身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、更衣介助、身体整容、体位変換、服薬介助、起床・就寝介助、自立生活支援の為の見守り的援助等
生活援助	買い物、調理、掃除、洗濯等

（2）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7　虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じます。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のために指針を整備する。

（3）訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

（4）上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する担当者	管理者　髙橋　裕己

事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8　身体拘束等の禁止

事業所は、サービス提供に当たっては利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等）を行わないこととする。

身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由をきろくすることとする。

①緊急性、②非代替性、③一時性

9　サービス利用料金

（1）訪問介護を提供した場合の利用料金は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。詳細は別添の料金表のとおり

かるものとする。詳細は別添の料金表のとおり。

（2）介護保険外のサービスを提供した場合、または制度上支給限度額を超えた場合はその一部を全額自己負担となります。

（3）通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費は、公共機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えたところから片道1ｋｍあたり20円

通常の実施地域は南足柄市、小田原市、開成町、大井町とする。

（4）利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置づけられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止の為の指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は報酬から1%減算されます。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は報酬から1%減算されます。

10　その他費用について

<table>
<tr><td rowspan="3">キャンセル料</td><td colspan="2">サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求致します。</td></tr>
<tr><td>ご利用2時間前までのご連絡</td><td>キャンセル料不要です。</td></tr>
<tr><td>2時間以内もしくは訪問してからのキャンセル（不在等）</td><td>介護サービス単位の100%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求致しません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス提供に当たり必要な水光熱代の費用</td><td>利用者の別途負担となります。</td></tr>
</table>

11　お支払い方法について

利用者負担金は毎月月末締め、翌月26日頃（土日祝日により変更あり）に指定の金融機関の口座から引き落としを致します。必要に応じて現金支払い、指定口座への振込対応を致します。

※利用料、利用者負担金及びその他費用の支払いについて、正当な理由がないにもか

かわらず、支払い期日から3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いがない場合にはサービス提供の契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

12　サービス終了について

①ご利用者様もしくはご家族様等によりサービス終了の申し出があった際には速やかにサービス終了の手続きを行います。

②ご利用者様が介護保険施設に入所された場合

③利用者様の要介護認定区分が非該当となった場合

④利用者様が死亡した場合

⑤事業者がやむを得ない事情がある場合、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書を通知することにより解約することができます。

⑥事業者が破産した場合

13　緊急時における対応

事業所の訪問介護員は当は訪問介護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等適切な措置を講ずるものとする。

しかるべき措置を講じた場合速やかに管理者に報告する。

家族緊急連絡先	氏名（　　）続柄（　　） 電話番号（　　）
主治医	医療機関名（　　） 主治医氏名（　　）（　　科） 電話番号（　　）

14　衛生管理等

事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に務める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に務めるものとする。

15　事故発生時

事業所はサービス提供に察し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市長村、介護支援専門員、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかなに損害賠償を行う。

損害賠償責任保険	三井住友海上火災保険株式会社

16　秘密の保持

事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。

従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

17　記録の整備

事業所は訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

（1）訪問介護計画

（2）提供した具体的サービス内容等の記録

（3）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）利用者に関する市町村への報告等の記録

（5）苦情・相談等に関する記録

（6）事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

18　従業者の研修

（1）採用時研修　採用後3か月以内に実施する。

（2）継続研修　　年12回以上実施する。

19　相談・苦情処理

事業所は利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

事業所は、提供した訪問介護に関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

【相談や苦情については下記の窓口にて対応致します。】

事業所窓口 管理者　髙橋　裕己	所在地　南足柄市岩原524-1 電話番号　0465-20-8616 FAX番号　0465-20-8618 受付時間　9：00～18：00

担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

事務所不在の際も転送にて担当者が受け付けることができる体制を作ります。

対応手順

①苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに担当者からの事情を確認する。

②管理者が必要と判断した場合は、検討会を行う。

③検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪にいくなど）
④記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

【公共機関相談窓口】

市町村窓口	南足柄市	所在地　南足柄市関本440番地 電話番号　0465-73-8022 FAX番号　0465-74-0545 受付時間　8：30～17：00
	小田原市	所在地　小田原市荻窪300番地 電話番号　0465-33-1826 FAX番号　0465-33-1838 受付時間　8：30～17：00
	開成町	所在地　開成町延沢773番地 電話番号　0465-83-2331 受付時間　8：30～17：15
	大井町	所在地　足柄上郡大井町金子1995番地 電話番号　0465-83-8011 FAX番号　0465-83-8016 受付時間　8：30～17：15
神奈川県相談窓口	民政局福祉こども 指導監査課	所在地　横須賀市小川町11番地　分館1階 （指導監査第1係）電話番号046-822-8162 （指導監査第2係）電話番号046-822-8393
	神奈川県 国民保険団体 連合会	所在地　横浜市中央区日本通り1 電話番号　045-671-2356 受付時間　8：30～17：15

20　重要事項説明の同意及び年月日

重要事項説明書の説明日	令和　　年　　月　　日

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	所在地	南足柄市岩原524-1
	法人名	合同会社大桜
	代表者名	代表社員　髙橋　裕己
	事業所名	訪問介護タイオウ

	説明者	印

事業者から上記の内容の説明を受け内容について同意し重要事項説明書の交付をうけました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人 又は 立会人	住所	
	氏名	印